

**水産分野におけるデータ利活用のための環境整備に係る有識者
協議会（第9回）ガイドライン関係**

**事務局資料
2021年12月20日
NTTデータ経営研究所**

第8回有識者協議会における委員の主な発言と 対応方向

第8回有識者協議会における委員の主な発言と対応方向【データ利活用】

	第8回協議会での委員の主なご発言	左記を踏まえた対応方向（案）
目的	● 現在よりも良いもの（ゼロをプラス）を目指す方向性が見える書き方にすべきである。 ● 漁協の負担に繋がるとなると、浜への混乱が懸念。	➤ ガイドラインが、次世代のスマート水産業の実現に貢献するものであること、データ提供者にもメリットがあることをしっかりと記載する。
関連法令等との関係の整理	● 関連法令・ガイドラインとの整合性や、水産の特殊性・類似性について整理しておくとのよいのではないか。 ● 限定提供データの考え方にも触れながら説明すべき。 ● 公共の場で行う産業（海運や運輸交通）におけるデータや個人情報の取扱いなどを意識するとよい。	➤ 委託を受けたベンダーの独自利用の有無、個人情報の取扱い、データの提供関係等について整理する。 ➤ 限定提供データに関する説明を追記する。 ➤ 水産業の特殊性の一つとして、海という公共の場での取組である観点を記載する。
論点別の留意事項	● 提供データの非保証については、前提として、法令に基づいて提供するデータの正確性の担保の要否による。 ● 「反社会的勢力の排除」という項目を設け、場合によりデータ提供しなくてよいような対応ができるとよい。	➤ 正確性の担保の要否について水産庁に確認し、適切な形になるよう対応する。 ➤ 解除条項に、反社会的勢力であることが判明した場合には契約を解除できる旨の条項を含めている。
構成の工夫	● 冒頭に目的・読み方、当事者に関する記載を置くべき。 ● 「〇〇データ」の言葉の使い方の定義があるとよい。 ● 目的・必要に応じた読むべき箇所を示すと良い。 ● 場面ごとの注意点に関する逆引き等があるとよい。	➤ 目的・読み方、当事者、定義等については、冒頭に記載することで、読みやすい構成となるよう配慮する。 ➤ 目的別の読むべき箇所のガイダンス、逆引き等の工夫については、次年度以降も継続して検討する。
表現上の工夫	● 重要なところに下線を引く等の工夫があるとよい。 ● データの発生からのフローに沿い、場面別・関係者別のルール・対応方法が具体的に示されるとよい。 ● 普及員も対応できるような具体的なひな型としたい。	➤ 重要箇所が分かりやすいよう適宜マーキングを行う。 ➤ フローチャート、FAQ、具体例等については、今年度できる限り対応し、次年度以降もアップデートする。 ➤ ガイドラインの普及のための取組も今後検討する。

【参考】第8回有識者協議会で委員等から頂戴した主なご意見【データ利活用】

第8回有識者協議会では、委員等から、ガイドライン案のご説明に関してご意見をいただいた。

ガイドライン案のご説明に関するご意見

（ガイドラインの目的）

- データ提供者を守るという意図は明確でよい。
- ガイドライン作成で目指す世界は、マイナスをゼロにすることなのか、ゼロからプラスにすることなのか。原案では、デメリットの解消に意識が置かれている印象があるが、現在よりも良いものを目指すのであれば後者になる。データを使う方にも目指す方向性が見える書き方にすべきである。
- 改正漁業法への対応等により、漁協への事務負担が増している中で、ガイドラインによって更なる負担に繋がるとなると、浜への混乱が懸念される。利用ルールの在り方と現状の漁協の対応も踏まえ、改めて内容を確認したい。

（関連法令等との関係の整理）

- 既存の関連法体系・他省庁等のガイドラインとの整合性や、水産の特殊性・類似性について、理論的なバックボーンとして整理をしておくといよいのではないか。
- 平成30年不正競争防止法改正で創設された限定提供データの考え方にも触れながらでなければ、説明が難しいのではないか。
- 水産業は公共の場の活動であるため、公共の場で生産活動を行う産業（海運や運輸交通など）におけるデータや個人情報の取扱いなどを意識するとよい。

（論点別の留意事項）

- 提供データの非保障については、前提として、法令に基づいて提供するデータの正確性に関し、法令上、データ提供者が担保する必要があるのであれば、カーブアウトが必要であるが、単に自分が持っているデータを出せばよいだけなのであれば、故意・重過失の場合のみカーブアウトを設ければよいことになる。
- 「契約上の一般的事項」に関して、「反社会的勢力の排除」という項目を設け、反社会的勢力との関係等が判明した場合に、契約期間内であってもデータの提供をしなくてもよいという対応ができるとよい。
- 漁業者が利用するようなソフトウェアでは、メールアドレスを登録してソフトウェアを利用し、何らかのデータを作ることが多い。そうした方法が、データの管理方法や個人情報の範囲等において、どのように関係してくるかに注意して考えたい。

【参考】第8回有識者協議会で委員等から頂戴した主なご意見【データ利活用】

第8回有識者協議会では、委員等から、特に、ガイドライン案のまとめ方に関して多くのご意見をいただいた。

ガイドライン案のご説明に関するご意見（まとめ方関係）

（ガイドラインの構成の工夫）

- ガイドラインの冒頭に、目的や読み方に関するページを設けてはどうか。
- 「当事者の概要」の記載をガイドラインの冒頭に移動させてはどうか。
- どのような者が契約に関わるのかの具体的な説明があると分かりやすい。
- 「〇〇データ」という言葉がたくさん出てくるので、「データ」の言葉の使い方の定義があるとよい。
- ガイドライン内で、読者の目的・必要に応じて読むべき箇所のガイダンスを設けるなどの工夫があると、利用しやすいのではないか。
- 漁業者や漁協がデータを提供するにあたり、場面ごとに注意すべき点が分かりやすくなるよう、逆引き等の工夫ができるとよい。
- 意見は概ね共通しており、どのような構成で展開するかによって分かりやすさが変わってくる。必要な素材は揃っているので、組み合わせしていく作業が重要。

（ガイドラインの表現上の工夫）

- 淡々と記載されている箇所は、重要なところに下線を引く等の工夫があるとよい。
- ヒアリング結果を踏まえ、データの発生からの流れに沿い、どのような者が関係し、どのような場合にどのようなルールが必要かの例が分かりやすく示されるとよい。
- 事例紹介と注意点だけではガイドラインとは言えないので、実際にどうすべきかの記載を、コラム等も活用して充実させるとよいのではないか。
- ひな型を使うと想定される普及員が読み解いて対応するには難しい印象があるため、今後、より具体的なひな型ができるとよい。
- フローチャートに基づいて「自分はこのケースだからこのひな形の案」ということが分かったと、使いやすいのではないか。
- フローやFAQ等の工夫の必要性については、ガイドラインの利活用促進のために重要と考えている。

（その他、今後必要な取組）

- 分かりやすくするための工夫が必要等のご意見については、今年度も作業を進めつつ、令和4年度以降にも検討し強化していく必要がある。
- ガイドラインを使いやすくする工夫とともに、普及活動や実用的に普及員などが使えるようにするための仕組みも必要になると考えている。

ガイドライン案の概要

ガイドライン案のご意見について

ガイドライン案につきまして、今後、以下の観点からご意見を頂戴したく存じます。

1. 前回の協議会を踏まえて修正した内容について、わかりにくいところがあれば、ご指摘いただければと存じます。
2. 12月15日までに頂戴した意見については、反映しております。それ以降のご意見は、今後、反映する予定ですが、特に本日ご説明いただくべき内容がありましたら、頂戴できればと存じます。